

令和6年度宮前区市民提案型総合情報発信事業「●●」の実施に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、次のとおり令和6年度宮前区市民提案型総合情報発信事業「●●」（以下「事業」という。）の実施に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本協定は、事業実施にあたり、甲と乙双方が互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに協働・連携して事業を進めていくために必要な事項を定めるものとする。
- 2 事業は、本協定書及び別紙1実施計画書に基づき、実施するものとする。

（連携・協力事項等）

- 第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力を行う。
- （1）事業実施に関すること。
- （2）その他前条の目的達成のために必要な事項に関すること。

（経費）

- 第3条 事業実施に要する経費は、甲乙の負担金及びその他の収入をもって充てることとする。

（甲の責務）

- 第4条 甲は、次に掲げる事項を行う。
- （1）負担金として●●円を上限として、本事業の経費を負担する。
- （2）負担金対象経費は、別紙2収支予算書のとおりとする。
- （3）負担金は、概算払いとし、乙の請求後速やかに乙が指定する口座に支払う。
- （4）事業実施支援、行政その他の関係機関との連絡調整、広報の支援を担当する。

（乙の責務）

- 第5条 乙は、次に掲げる事項を行う。
- （1）事業実施に関する事務及び経費を執行し、●●費、●●金等の徴収、資金の出納を担当する。
- （2）事業企画実施、行政機関その他の関係機関との連絡調整、広報及び運営全般を担当する。
- （3）事業に関する収入及び支出を明らかにするための帳簿及び証拠書類を整備し、令和12年3月31日まで保存する。

（収支予算）

- 第6条 事業に係る収支予算は、別紙2収支予算書のとおりとする。
- 2 予算流用の限度額は、甲の負担金総額の2割とし、それを超える予算流用が見込まれる場合は、甲乙協議の上、別途覚書により収支予算の変更を行うものとする。なお、予算流用は別紙2収支予算書の川崎市負担対象経費の範囲内で流用するものとする。

(報告及び負担金の支払い等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対していつでも本協定の履行についての処理状況の報告を求め、又は調査することができる。

2 事業終了後、乙は、実施結果報告書を甲に提出し、経費を精算するものとする。

3 精算においては、別紙2収支予算書の川崎市負担対象経費の範囲内で、甲の負担金を優先して充てるものとする。

4 精算の結果、余剰金が発生した場合は、甲に返納するものとする。ただし、甲の負担金以外の余剰金(以下「団体余剰金」という。)については、甲は乙に団体余剰金の返納を求めないものとする。

(事業中止時の取扱)

第8条 天災及びその他不可抗力により事業が中止になった場合、事業の準備及び事業の終了に係る経費は、負担金の範囲において甲が負担する。

(秘密保持及び個人情報の適正な維持管理)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく事業遂行上知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は事業実施以外の目的に使用してはならない。この協定が終了した後も同様とする。

2 甲及び乙は、事業を行う上で個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定する個人情報(以下この項において、「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならない。また乙が甲の持つ個人情報を取り扱う場合、甲及び乙は、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

(成果物の著作権)

第10条 事業において作成した成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合は、当該著作物に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は甲と乙に帰属するものとする。

2 著作物を事業以外の用途で使用する等、その他著作物に関する事項については、別途甲と乙が協議するものとする。

(成果物への記載)

第11条 事業において作成した成果物のうち、チラシ、ポスター、地図、動画、ホームページ等については、「令和6年度宮前区市民提案型総合情報発信事業」と成果物に明記するものとする。

(協定内容の変更)

第12条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(協定の解約)

第 14 条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出たときは、前条の有効期間中にかかわらず、解約予定日の 1 月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解約を行うものとする。

(事故処理)

第 15 条 乙は、遂行中に、事件、事故等が発生した場合及び、事業の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに状況を把握し甲に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。ただし、乙の過失により生じた事故等については、甲はその責を負わないものとする。

(その他)

第 16 条 本協定に定める事項及び事業の実施全般において疑義が生じたときは、甲、乙は速やかに協議を行い、解決するものとする。

2 甲は、乙が暴力団員ではないことを確認するため、乙の生年月日等の情報を神奈川県警察本部に提供することができる。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 6 年●月●日

甲 川 崎 市
川 崎 市 長 福 田 紀 彦

乙 川崎市宮前区●●—●
●●
代表者 ●● ●●

令和6年度宮前区市民提案型総合情報発信事業
「●●」事業実施計画書

1 目的

●●●●●

2 内容

(1) ●●●イベント

ア 内容

-
-

イ 開催時期・日数

- 月頃
- 日間

ウ 開催場所

-
-

エ 参加者募集、周知方法・期間

-
-
- 月～●●●月頃

オ 集客数の想定

- 人

(2) ●●●の発行

ア 内容

-
-

イ 取材実施時期、回数、場所

- 月頃、●回
- 、●●●●、●●●●

ウ 校正スケジュール

- 入稿 ●●●月頃
- 校正 ●●●月～●●●月頃、●回
- 区役所との内容の調整時期 ●●●月～●●●月頃、●回

- ・校了 ●●月頃
- エ 発行時期、回数、部数
 - ・●●月頃、●回
 - ・印刷部数、規格等
 - 部
 - 用紙サイズ ●●●●
 - 用紙 ●●●
 - 製本 ●●●
- オ 配布方法
 - ・●●●●、●●●●、●●●●

3 その他

この実施計画のほか、事業の実施に関し必要な事項は、宮前区役所と●●が協議して定めるものとする。

収支予算書

支 出	収入				
	川崎市 負担金	川崎市負担金以外の収入			合計
		(内容を記載)	(内容を記載)	(内容を記載)	
人件費 (内訳を記載)					0
謝礼金等 (内訳を記載)					0
旅費・交通費 (内訳を記載)					0
消耗品費 (内訳を記載)					0
印刷製本費 (内訳を記載)					0
通信運搬費 (内訳を記載)					0
使用料・賃借料 (内訳を記載)					0
保険料 (内訳を記載)					0
その他経費 (内訳を記載)					0
合計	0	0	0	0	0

個人情報 の 取扱い に 関する 情報 セキュリティ 特記 事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報 の 取扱い を 伴う 事務 事業 の 委託 に ついて、必要 な 事項 を 定める もの である。

(基本 事項)

第2条 乙は、事業 の 実施 に 当たり 情報 セキュリティ の 重要性 を 認識 し、情報 資産 の 漏えい、紛失、盗難、改ざん ほか 事故 等 から 保護 する ため、必要 な 措置 を 講じ なければ ならない。

(情報 セキュリティ 関連 規定 の 遵守)

第3条 乙は、この 協定 に よる 事業 に 関する 情報 資産 の 取扱い に ついては、個人情報 の 保護 に 関する 法令 の ほか、川崎市 情報 セキュリティ 基準 ほか の 関連 規定 を 遵守 し なければ ならない。

(個人情報 の 適正 な 維持 管理)

第4条 乙は、この 協定 の 履行 に 当たり 個人情報 の 保護 に 関する 法律 (平成 15 年 法律 第 57 号。以下「個人情報 保護 法」という。)に 規定 する 個人情報 (以下「個人情報」という。)を 取り 扱う 場合は、個人情報 の 保護 を 図る ため、個人情報 の 漏えい、改ざん、滅失、き損 ほか の 事故 等 を 防止 する ため の 必要 な 措置 を 講ずる こと に より、個人情報 に ついて 適正 な 維持 管理 を 行わ なければ ならない。

2 乙は、この 協定 の 履行 に 必要 な 事業 に 従事 させる 者 に 対して、事業 が 適切 に 履行 される よう、必要 な 監督 を 行わ なければ ならない。また、個人情報 保護 法 に ある 罰則 規定 を 周知 し なければ ならない。

(秘密 保持 及び 第三者 へ の 提供 の 禁止)

第5条 乙は、この 協定 の 履行 に 当たり 知り 得た 秘密 及び 個人情報 を 第三者 に 開示 し、又は 漏えい して は ならず、並び に あらかじめ 甲 が 書面 に より 承諾 した 内容 を 除いて、この 協定 の 履行 に より 知り 得た 情報 を 第三者 に 提供 して は ならない。この 協定 が 終了 し、又は 解除 された 後 において も、また、同様 と する。

2 乙は、前項 の 義務 を 遵守 する ため に 必要 な 措置 と して、この 協定 の 履行 に 必要 な 事業 に 従事 させる 者 に 対して、川崎市 情報 セキュリティ 基準 第 2 章 9 (1) オ の 定め に 従い、秘密 保持 等 に 関する 誓約 書 を 提出 させ なければ ならない。

3 甲は、第 1 項 の 規定 に 違反 する おそれ が ある 場合は、乙 に 対し 関係 資料 の 提出 を 求め、又は 甲 の 職員 を して 履行 場所 等 に 立ち 入らせ、文書 ほか の 資料 を 調査 させ、若しくは 関係 者 に 質問 させる こと に ついて 協力 を 求める こと が できる。

(指示 目的 外 の 利用 の 禁止)

第6条 乙は、この 協定 の 履行 に 必要 な 事業 に 関する 情報 を その 他 の 用途 に 使用 して は ならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、この協定の履行に当たり、甲の指示又は承諾があるときを除き、事業に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第8条 事業に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該事業の処理のため甲が提供した甲の情報であって、乙はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 甲及び乙は、この協定に関わる全ての情報の記録等、当該事業に必要なものが、甲の所有物であることを確認する。ただし、乙が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの協定の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 乙は、この協定の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第9条 乙は、事業に関する情報資産を甲の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第10条 この協定による事業に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第11条 この協定で履行する事業に関する情報資産の授受及び搬送は、甲の管理責任者が指定する職員と、乙の管理責任者との間で行う。

2 事業に関する情報資産の授受及び搬送を乙が行う場合は、その費用は乙の負担とし、乙の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第12条 乙は、この協定による事業に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第13条 乙は、この協定が終了し、又は解除されたときには、この協定による事業に関する情報資産を速やかに甲に返還し、又は甲の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第14条 乙は、甲の情報セキュリティ管理エリアに入室して事業を行う場合には、甲の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 甲の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、甲に事前に書面により

申請し、甲が許可した場合はこの限りではない。

(事故発生時の報告義務)

第15条 乙は、この協定による事業に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、乙は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により甲に報告しなければならない。

(事業の報告又は検査等)

第16条 甲は、必要があるときは、いつでも乙の事業の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、乙に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第17条 乙は、従業員に対し、この協定による事業に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この協定の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、協定による事業の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく協定の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(違反事実の公表)

第20条 乙がこの特記事項に違反した場合、甲は乙の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第21条 乙は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。